

平成30年度 第1回

明石市国民健康保険  
運営協議会

開催日時 平成30年5月18日（金）午後3時～

開催場所 明石市役所 議会棟 第3委員会室

## 会議次第

1 会長あいさつ

2 明石市副市長あいさつ

3 会議録署名委員の指名について

4 協議事項

協議事項 平成30年度国民健康保険料率について

5 報告事項

報告事項 第2期明石市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）  
の策定について

明国諒第1号  
平成30年5月14日

明石市国民健康保険運営協議会  
会長 片山 貴文 様

明石市長 泉 房 積



### 保険料率等の改定について（諒問）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条の規定に基づき、明石市国民健康保険事業の運営に関する重要事項として、下記事項について諒問いたします。

#### 記

##### 1. 諒問事項

- (1) 国民健康保険料の一般被保険者に係る基礎賦課額（医療分）の保険料率等について、所得割の保険料率を6.84%、被保険者均等割額を27,100円、世帯別平等割額を19,220円とすること。
- (2) 後期高齢者支援金等賦課額（支援分）の保険料率等について、所得割の保険料率を2.60%、被保険者均等割を10,430円、世帯別平等割額を7,860円とすること。
- (3) 介護納付金賦課額（介護分）の保険料率等について、所得割の保険料率を2.28%、被保険者均等割額を11,300円、世帯別平等割を5,500円とすること。

##### 2. 1の保険料率等とする理由

- (1) 兵庫県から示される国保事業費納付金に過不足が生じにくい保険料率とするため。
- (2) 保険料の増加世帯数を最少とする保険料率とするため。

##### 3. 施行予定期

公布の日

(別紙)

### 保険料率の改定に伴う影響

#### (1) 平成30年度保険料率 (※カッコ内の①は前回諮問時暫定保険料率

②は平成29年度の保険料率)

	所得割の保険料率	資産割の保険料率	均等割額	平等割額
医療分	6.84% (①6.83%) (②7.25%)	— — (②13.00%)	27,100円 (①27,508円) (②30,360円)	19,220円 (①19,341円) (②24,720円)
	2.60% (①2.51%) (②1.65%)	— — (②5.00%)	10,430円 (①10,600円) (②7,560円)	7,860円 (①8,001円) (②5,760円)
	2.28% (①2.30%) (②1.77%)	— — (②1.80%)	11,300円 (①11,541円) (②9,000円)	5,500円 (①5,563円) (②5,880円)
支援分	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
介護分	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—

#### (2) の保険料率に基づき保険料を賦課する場合の影響 (※)

	増加	増減なし	減少	計
世帯数 (割合)	8,026件 (21.40%)	545件 (1.45%)	28,929件 (77.15%)	37,500件 (100.00%)
平均保険料 (世帯単位)	291,832円	—	94,002円	143,486円
増・減の平均	+8,990円	—	-7,547円	-3,898円
増・減の最大	+83,900円	—	-588,600円	—

※ 現行の保険料との比較

## 協議事項 平成 30 年度国民健康保険料率について

### 1. 国保制度改革後の国民健康保険料率の設定について

国民皆保険の基盤をなす市町村国民健康保険（以下「国保」という。）は、退職者や年金生活者など被保険者の年齢が高く、医療費水準が高い、また、被保険者の所得が低く、所得に対する保険料負担が重い等の固有の構造的な問題があります。これらを解消するため、平成 30 年度、国保の財政責任を都道府県が担うことを含む制度改革が実施されました。

この新制度下では、保険給付費及び後期高齢者支援金、並びに介護納付金を支出するための財源に関しては、都道府県が全額を確保することとなり、当該年度の国保会計に赤字が生じない仕組みとなります。一方で、市町村は、県が各市町村の医療費水準や所得水準を勘案して算定する「国保事業費納付金」を納付するとともに、その納付に必要な額を保険料として被保険者に賦課することとなります。

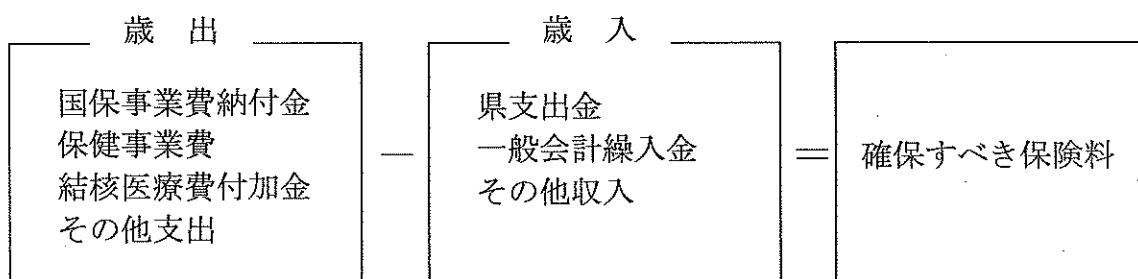
本市においても、兵庫県より予め提示された「国保事業費納付金」を国民健康保険特別会計から納付することになりますが、会計上、過不足がないように保険料率を設定する必要があります。

### 2. 国民健康保険料率の算出について

#### (1) 医療分

##### ア 基礎賦課総額（条例第 15 条の 3）

当該年度の「国保事業費納付金」及び保健事業費等から県の負担金等を除いた額が基礎賦課総額（確保すべき保険料）となります。



##### イ 保険料率（条例第 19 条）

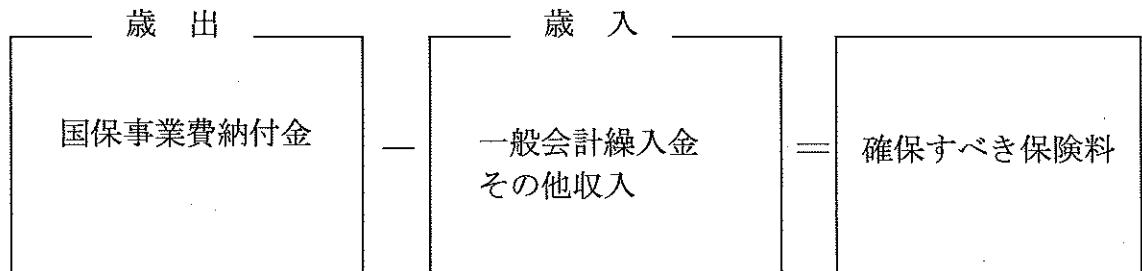
賦課総額を右図の割合に振り分けて、それぞれの基礎数値で除し、所得割・均等割・平等割の料率を決定します。

基礎賦課総額		
所得割	均等割	平等割
47%	37%	16%

## (2) 支援分

### ア 後期高齢者支援金賦課総額（条例第19条の6の3）

当該年度の「国保事業費納付金」から一般会計繰入金等を除いた額が後期高齢者支援金賦課総額（確保すべき保険料）となります。



### イ 保険料率（条例第19条の6の6）

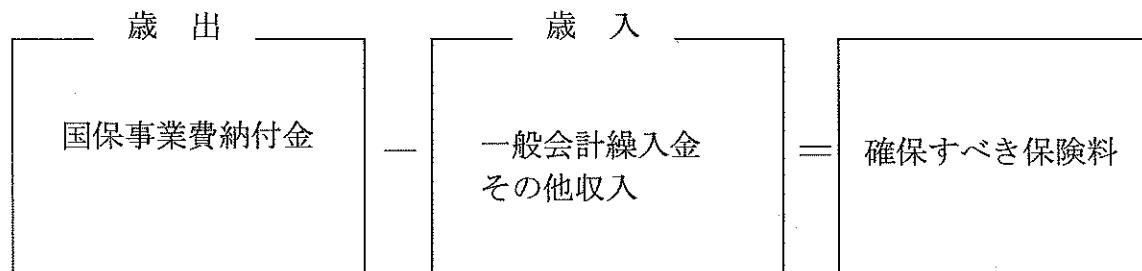
賦課総額を右図の割合に振り分けて、  
それぞれの基礎数値で除し、所得割・  
均等割・平等割の料率を決定します。

基礎賦課総額		
所得割	均等割	平等割
46%	37%	17%

## (3) 介護分

### ア 介護納付金賦課総額（条例第19条の7）

当該年度の「国保事業費納付金」から一般会計繰入等を除いた額が介護納付金賦課総額（確保すべき保険料）となります。



### イ 保険料率（条例第19条の11）

賦課総額を右図の割合に振り分けて、  
それぞれの基礎数値で除し、所得割・  
均等割・平等割の料率を決定します。

基礎賦課総額		
所得割	均等割	平等割
45%	38%	17%

#### (4) 各保険料率の計算

##### ア 平成 30 年度料率算定基礎賦課総額（医療分）

① 歳出 (千円)

国保事業費納付金	5,812,822
保健事業費	211,133
結核医療費付加金	100
予備費	1,500
その他支出	30,713
合計額	6,056,268

※財源が設定されているものは省略しています。

② 歳入 (千円)

県支出金	561,230
一般会計繰入金	1,013,428
滞納繰越分保険料	249,676
その他収入	44,515
合計額	1,868,849

※使途が特定されているものは省略しています。

③ 決定賦課総額 (千円)

①歳出 - ②歳入	4,187,419
-----------	-----------

④ 調定額 (千円)

③決定賦課総額 ÷ 予定収納率 (92.95%)	4,505,023
--------------------------	-----------

$$[1] \text{ 所得割 } 4,505,023 \text{ 千円} \times 47\% = 2,117,360 \text{ 千円}$$

$$[2] \text{ 均等割 } 4,505,023 \text{ 千円} \times 37\% = 1,666,858 \text{ 千円}$$

$$[3] \text{ 平等割 } 4,505,023 \text{ 千円} \times 16\% = 720,803 \text{ 千円}$$

$$[4] \text{ 平成 30 年度基礎控除後所得金額 } = 30,955,071 \text{ 千円}$$

$$[5] \text{ 一般被保険者数 } 61,500 \text{ 人}$$

$$[6] \text{ 世帯数 } 37,500 \text{ 世帯}$$

$$\text{所得割 } [1] \div [4] = 0.0684\dots \Rightarrow 6.84\%$$

$$\text{均等割 } [2] \div [5] = 27,103\dots \Rightarrow 27,100 \text{ 円}$$

$$\text{平等割 } [3] \div [6] = 19,221\dots \Rightarrow 19,220 \text{ 円}$$

イ 平成 30 年度料率算定基礎賦課総額（支援分）

① 歳出 (千円)

国保事業費納付金	1,768,701
合計額	1,768,701

② 歳入 (千円)

一般会計繰入金	115,591
滞納繰越分保険料	41,175
合計額	156,766

③ 決定賦課総額 (千円)

①歳出 - ②歳入	1,611,935
-----------	-----------

④ 調定額 (千円)

③決定賦課総額 ÷ 予定収納率 (92.95%)	1,734,195
--------------------------	-----------

【1】所得割 1,734,195 千円 × 46% = 797,729 千円

【2】均等割 1,734,195 千円 × 37% = 641,652 千円

【3】平等割 1,734,195 千円 × 17% = 294,813 千円

【4】平成 30 年度基礎控除後所得金額 = 30,681,884 千円

【5】一般被保険者数 61,500 人

【6】世帯数 37,500 世帯

所得割 【1】 ÷ 【4】 = 0.0260... ⇒ 2.60%

均等割 【2】 ÷ 【5】 = 10,433... ⇒ 10,430 円

平等割 【3】 ÷ 【6】 = 7,861... ⇒ 7,860 円

Ⅵ 平成 30 年度料率算定基礎賦課総額（介護分）

① 歳出 (千円)

国保事業費納付金	571, 078
合計額	571, 078

② 歳入 (千円)

一般会計繰入金	37, 535
滞納繰越分保険料	21, 972
合計額	59, 507

③ 決定賦課総額 (千円)

①歳出 - ②歳入	511, 571
-----------	----------

④ 調定額 (千円)

③決定賦課総額 ÷ 予定収納率 (92. 95%)	550, 372
---------------------------	----------

【1】所得割 550, 372 千円 × 45% = 247, 667 千円

【2】均等割 550, 372 千円 × 38% = 209, 141 千円

【3】平等割 550, 372 千円 × 17% = 93, 563 千円

【4】平成 30 年度基礎控除後所得金額 = 10, 862, 587 千円

【5】被保険者数 18, 500 人

【6】世帯数 17, 000 世帯

所得割 【1】 ÷ 【4】 = 0. 0228... ⇒ 2. 28%

均等割 【2】 ÷ 【5】 = 11, 304... ⇒ 11, 300 円

平等割 【3】 ÷ 【6】 = 5, 503... ⇒ 5, 500 円

報告事項 第2期明石市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）  
の策定について

1. 『国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）』とは

国民健康保険被保険者の医療・健診データを分析・活用し、健康保持増進と医療費の適正化を目的として効果的・効率的に保健事業を実施するため、各保険者が策定する計画のこと。

2. 計画策定の根拠

厚生労働省の『国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号・平成26年3月一部改正）』に基づく。

保険者は、健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定したうえで、保健事業の実施及び評価を行うこととされた。

3. 取組みの経緯

①第1期（平成27年度から平成29年度までの3年間）

生活習慣病予防をはじめとする健康保持増進及び重症化予防に関する保健事業の実施、推進を図ってきた。

②第2期（平成30年度から平成35年度までの6年間）

第1期の取り組みを踏まえ、健康課題に対し優先的に取り組むべきものを把握・整理し、課題解決に向けて必要となる個別の保健事業の実施計画として策定した。今後は、当該計画に基づき事業を実施していく予定。

4. 計画の内容

別紙資料「概要版」のとおり